



1 策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の課題である。

本校においても、「だれもが学び、成長できる」学校づくりを進めるために、いじめ防止対策推進法等に基づき、家庭・地域・関係機関と連携していじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進することを目的として本方針を定める。

2 いじめの禁止（「いじめ防止対策推進法」第4条）

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 具体的ないじめの態様（文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」）

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

5 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

①未然防止 重点「 人間性・社会性の育成 」	②早期発見 重点：「 意識的な観察 」
<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめについての理解促進、取組の普及啓発 ■ 人間関係を構築する力の素地の涵養（情操、道徳心、多様性の理解、自他尊重の態度など） ■ ストレスに適切に対処できる力の育成 ■ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ささいな兆候であっても早い段階から関わりを持つ ■ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に情報共有する ■ 定期的な調査や教育相談の実施、相談窓口の周知 ■ 地域、家庭と連携した見守り
③対処 重点「 被害生徒と通報生徒の安全確保 」	④家庭・地域・関係機関との連携 重点「 協働 」
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく ■ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認 ■ いじめたとされる生徒に対して事情を確認し指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平素より家庭・地域との信頼関係の構築に努める ■ 生徒の様子等について積極的に情報発信を行う ■ 学校運営協議会を活用し、保護者や地域といじめの問題について協議する機会を設けるとともに、連携した対策を推進する ■ 警察、児童相談所など、専門機関との連携を図る

7 いじめの防止等の対策のための組織

家庭との連携

PTA 活動、面談、たより
授業・学校行事の公開 等

校内各種委員会

運営委員会、職員会議、生徒指導委員会
特別支援教育推進委員会、人権委員会
ケース検討会議

地域との連携

学校運営協議会、学園教育
推進協議会、保護司・民生
委員との連絡会 等

美保関中学校いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭（教育相談コーディネーター）、学年主任
（必要に応じてスクールカウンセラー、校内教育支援センター支援員等も参加）

【未然防止・早期発見】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、いじめの防止に資する活動の推進
- ・相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・調査等による事実関係の把握
- ・いじめであるか否かの判断

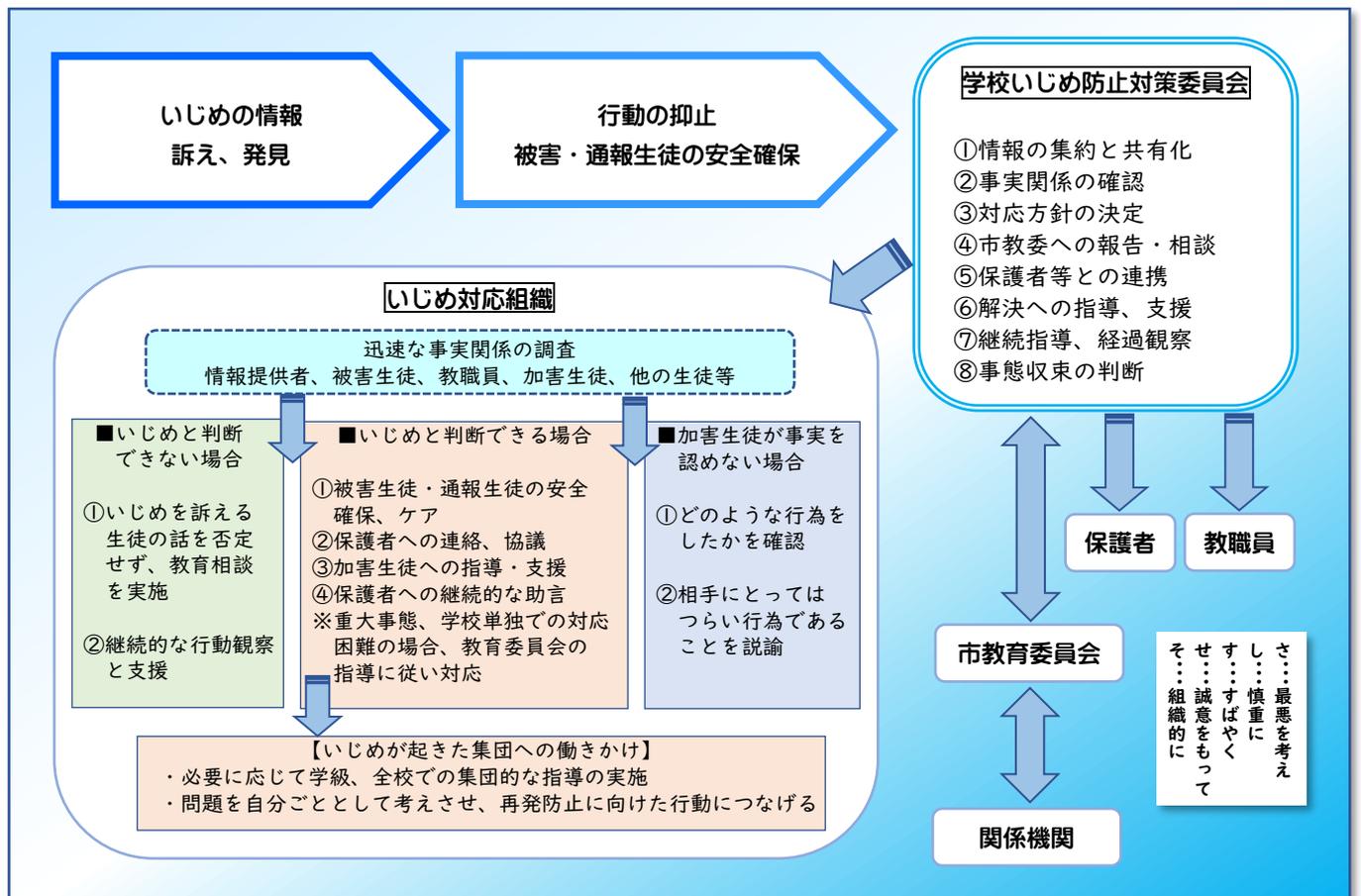
【事案対応】

- ・被害生徒への支援・加害生徒への指導体制、対応方針の決定
- ・保護者や地域、他機関との連携
- ・市教委への報告、相談
- ・情報の集約と共有化
- ・市教委の判断により重大事態の調査実施

【基本方針に基づく各種取組】

- ・取組の年間計画作成、実行、検証、修正
- ・委員会の活動内容が生徒・保護者・地域に認識される取組
- ・いじめの防止等に係る校内研修企画、実施
- ・学校いじめ防止基本方針の点検、見直し

8 いじめに対する措置



9 いじめが解消している状態、いじめの問題を乗り越えた状態

(1) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること

※いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会または学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(2) 生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態

次の①～④を経て双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す状態

① 加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪

② 被害児童生徒の回復

③ 加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去

④ 被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復

10 重大事態の意味

(1) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

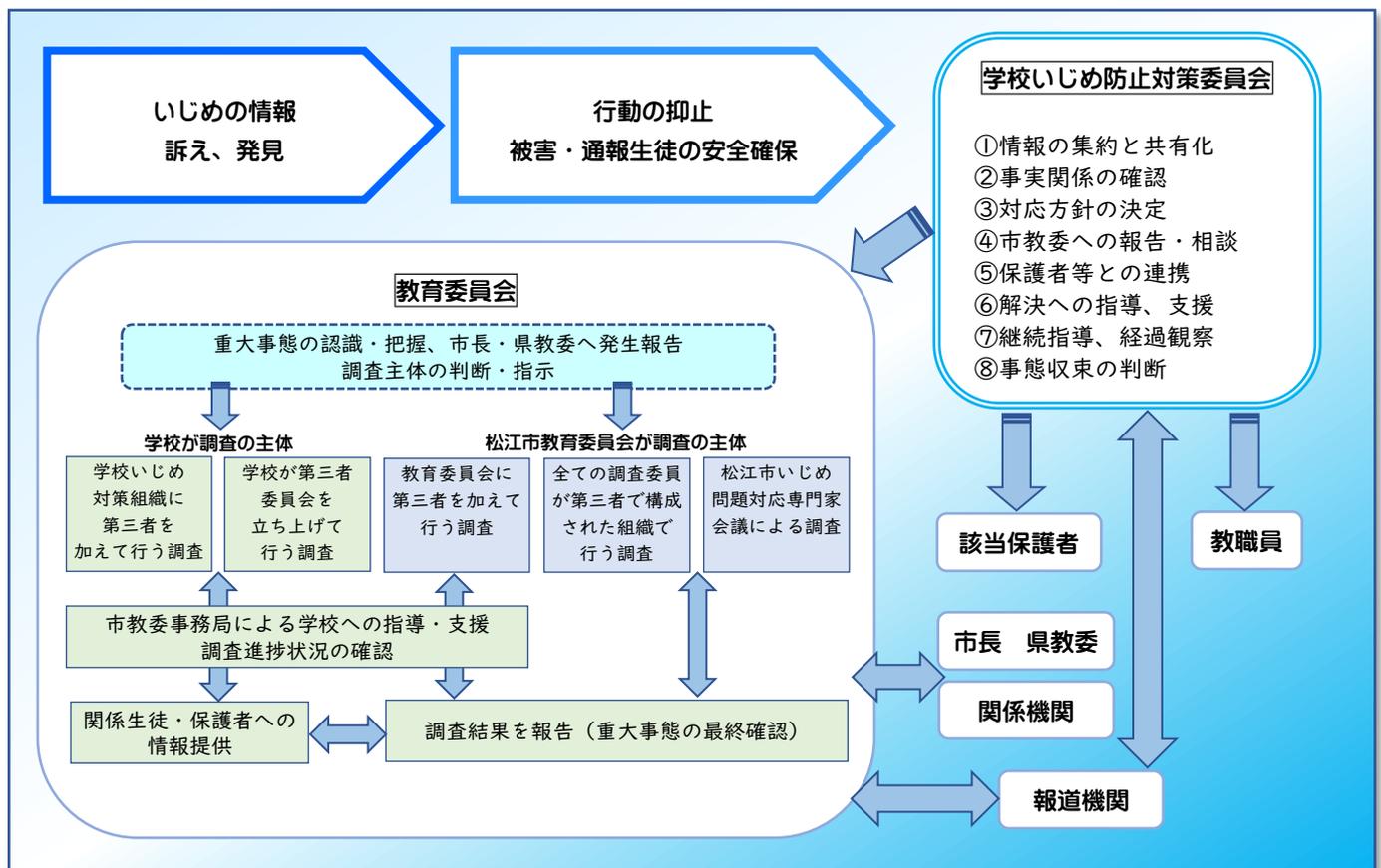
- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより在籍する生徒が年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

※学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと
して報告・調査等に当たる

11 重大事態の対応



12 いじめ防止等に係る取組の年間計画

月	校内における取組	家庭・地域との連携
4月	生徒情報の共有（職員会議）、特別支援教育推進委員会、生徒会入会式・美保中会・地区会・バス会・部活動説明会 学級生徒会、生徒総会、いじめ防止基本方針の確認	あいさつ運動、保小中合同管理職会 教育後援会役員会、PTA 役員会、保護者面談
5月	生徒会専門委員会、遠足、教育相談前アンケート 教育相談、アンケート QU	授業公開・PTA 総会・学級懇談会・部活動保護者会、あいさつ運動、小中連絡会、保小中管理職会 小中一貫教育全体会・担当者会
6月	応援練習・壮行会、マラソン強調週間 第1回校内マラソン大会、生徒会専門委員会 特別支援教育推進委員会	あいさつ運動、地区懇談会、保小中管理職会 学校運営協議会・学園教育推進会議、花植え活動
7月	体育祭色決め集会、少年の主張学級大会・校内大会 生徒会専門委員会、バス会・地区生徒会、壮行会 学期末生徒対象アンケート、アンケート QU 結果分析 1学期の取組の振り返りと2学期の取組の計画立案	あいさつ運動、保小中管理職会、学期末三者面談
8月	体育祭準備活動（3年生）、生徒理解に関する職員研修 生徒情報の共有（職員会議）、教職員対象アンケート 特別支援教育推進委員会	小中合同研修会
9月	体育祭準備活動・リハーサル・体育祭、生徒会専門委員会	あいさつ運動、PTA 環境整備活動 保小中管理職会
10月	壮行会、新入大会報告会・表彰伝達、生徒会専門委員会 合唱練習、修学旅行（2年生）、松江自主研修（1年生）	あいさつ運動、保小中管理職会
11月	校内文化祭、教育相談、生徒会専門委員会、人権集会 アンケート QU、特別支援教育推進委員会	PTA 研修会、マリンハートフェスタ あいさつ運動、保小中管理職会、三者面談（3年）
12月	立会演説会・生徒会選挙、第2回校内マラソン大会 生徒会専門委員会、球技大会、学級生徒会、生徒総会 学期末生徒対象アンケート、教職員対象アンケート アンケート QU 結果分析 2学期の取組の振り返りと2学期の取組の計画立案	あいさつ運動、学期末三者面談、保小中管理職会 PTA 学年部会、PTA 役員会
1月	生徒情報の共有（職員会議）、生徒会専門委員会 教育相談前アンケート、教育相談	あいさつ運動、保小中管理職会
2月	学校説明会、生徒会専門委員会、3年生を送る会準備	あいさつ運動、小中一貫教育担当者会・全体会 保小中管理職会、PTA 正副会長会 学校運営協議会・学園教育推進会議
3月	卒業式準備・リハーサル・卒業証書授与式 マラソン強調週間、生徒会専門委員会	あいさつ運動、保小中管理職会